十八条第二十号イ及びハに係る部分に限る。）及び⑶に掲げる基準に関する事項		
二～四　［略］	（消費設備の技術上の基準）	

第四十四条　法第三十五条の五の経済産業省令で定める消費設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　次号に掲げるもの以外の消費設備は、次に定める基準に適合すること。

イ～ヌ　［略］

ル　末端ガス栓と燃焼器とを硬質管、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース、ゴム管等を用いて接続する場合は、その使用条件に照らし適切なものを用いること

ヲ～ム　［略］

二　［略］

（バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準）

第五十四条　法第三十七条の経済産業省令で定める特定供給設備（バルク供給に係るものに限る。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　［略］

二　バルク貯槽は、次に掲げる基準に適合すること。

イ　［略］

ロ　次の基準に適合するものであること。

(1)　［略］

(2)　貯蔵能力が三千キログラム以上のバルク貯槽（次の表に掲げるバルク貯槽であって、貯蔵能力が一万キログラム未満のものを除く。）は、その外面から、第一種保安物件に対し十六・九七メートル以上、第二種保安物件に対し十一・三一メートル以上の距離を有すること。

表［略］

⑶・⑷　［略］

ハ～チ　［略］

三・四　［略］

（軽微な変更）

第六十六条　法第三十七条の四第三項で準用する法第三十七条の二第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一　［略］

二　液化石油ガスが通る部分の充てん設備に係る設備の取替え（液化石油ガス保安規則第十六条第一項第一号の規定に基づき製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したものその他の保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）であって、当該設備の処理能力（同規則第二条第一項第十五号に定める処理能力をいう。）の変更を伴わないもの（前号に掲げるものを除く。）

三・四　［略］

及び⑶に掲げる基準に関する事項		
二～四　［略］	（消費設備の技術上の基準）	

第四十四条　法第三十五条の五の経済産業省令で定める消費設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　次号に掲げるもの以外の消費設備は、次に定める基準に適合すること。

イ～ヌ　［略］

ル　末端ガス栓と燃焼器とを硬質管、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース、ゴム管等を用いて接続する場合は、告示で定める規格に適合するものを用いること。

ヲ～ム　［略］

二　［略］

（バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準）

第五十四条　法第三十七条の経済産業省令で定める特定供給設備（バルク供給に係るものに限る。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　［略］

二　バルク貯槽は、次に掲げる基準に適合すること。

イ　［略］

ロ　次の基準に適合するものであること。

(1)　［略］

(2)　貯蔵能力が三千キログラム以上一万キログラム未満のバルク貯槽（次の表に掲げるものを除く。）は、その外面から、第一種保安物件に対し十六・九七メートル以上、第二種保安物件に対し十一・三一メートル以上の距離を有すること。

表［略］

⑶・⑷　［略］

ハ～チ　［略］

三・四　［略］

（軽微な変更）

第六十六条　法第三十七条の四第三項で準用する法第三十七条の二第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一　［略］

二・三　［略］

○経済産業省令第三十四号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　経済産業大臣　世耕　弘成

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第二、様式第三、様式第四、様式第五、様式第六、様式第七及び様式第八中「法人名」を「法人名
法人番号」に改める。

様式第九中「法人名」を「法人名
法人番号」に改め、同様式の特定―第六表の備考中「（1Aから6Bまで）」を削る。

備考　表中の［　］の記載は注記である。